

令和 8 年熊本地震に係る授業料等の免除について

1 対象者

令和 8 年熊本地震が原因で学資を主として負担している者が、次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した者
- (3) 住家が半壊した者
- (4) 住家が準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）した者
- (5) 住家が床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）した者

※災害の被害認定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 8 年 6 月内閣府）」に準じ判断する。

2 対象となる納付金

- ・ 令和 8 年度授業料（後期）
- ・ 令和 9 年度入学考査料
- ・ 令和 9 年度入学生の入学料
- ・ 卒業生に対する各種証明書発行手数料

※入学料は令和 9 年度入学分、入学考査料は令和 8 年 7 月 28 日以降に実施される入学者選抜試験に限る。

3 対象となる額

被害区分	授業料	入学考査料	入学料	証明手数料
学資を負担している者が死亡又は行方不明	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊				
住家が半壊	半額免除			
住家が準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）				
住家が床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）				

4 対象期間

令和 9 年 3 月 31 日まで